# **労働・助成金情報 特急便**

第23号(2013年2月)

深川経営労務事務所 社会保険労務士 深川 順次 〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL: 092-409-9257 FAX: 092-409-9258

寒気はまだまだ退きませんが、いかがお過ごしでしょうか?二月は日数の短い月、疲れのたまる時期でもございます。どうぞご自愛ください。

さて、今月は先日決定した「**平成 25 年度の雇用保険料」**と「**労働者育成支援奨励金**」についてのお知らせをしたいと思います。どうぞ、ご参考にされてください。

# ➡ 平成 25 年度の雇用保険料率が決まりました

## ~平成24年度の保険料を据え置き~

平成25年度は、下記の表の通り、平成24年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となります。これらは平成25年4月1日から適用します。 従いまして、平成25年4月1日以降の賃金分より、新雇用保険料率が適用となります。

業種	各保険料率(各負担率)							
	平成24年3月まで				平成25年4月以降			
	企業分	被保険者	合計		企業分	被保険者	合計	
一般	0.85%	0.5%	1.35%		0.85%	0.5%	1.35%	
農林水産 清酒製造	0.95%	0.6%	1.55%		0.95%	0.6%	1.55%	
建設	1.05%	0.6%	1.65%		1.05%	0.6%	1.65%	

#### 【給与計算】

平成25年4月分以降の賃金から新しい雇用保険料率となりますので、給与計算作業への反映が必要です。 給与計算の天引き額は、上記表の内、被保険者負担分の保険料率により計算します。

被保険者が雇用される事業所の業種によって、保険料率が異なりますので、注意が必要です。

# 【労働保険年度更新】

労働保険年度更新手続きにおいて新保険料率により、雇用保険料分の労働保険料が徴収される時期は、 平成25年4月1日以降分の賃金となります。平成25年に行なう労働保険年度更新の手続き時で 適用される雇用保険料率は、確定部分が平成25年3月分までの保険料率、概算部分が平成 25年4月以降の保険料率となります。

# 【雇用保険料の計算】

雇用保険料は、賃金に雇用保険料率を乗じて計算されます

# ~失業給付に係る部分の雇用保険料~

内容	平成24年4月分以降	平成25年4月分以降
雇用保険保険料率 (一般の事業)	【労使合計分】 1.0% (1000分の10) 【労使折半後】 0.5% (1000分の5)	【労使合計分】 1.0% (1000分の10) 【労使折半後】 0.5% (1000分の5)
(農林水産・清酒製造)	【労使折半後】 ○. 6%	【労使折半後】 0.6%
(建設)	【労使折半後】 0.6%	【労使折半後】 0.6%

失業給付に係る雇用保険料率は、積立金の状況を勘案され、原則 1.4%であるところ、弾力条項により 1.0%にされています。

### ~企業の雇用保険料の全体分~

平成25年4月分以降に企業の負担する雇用保険料の全体像

「別とマー・カカ外件にエネッタにノの権力が採出や工作体									
		事業主の負担率の内訳							
負担者	業種	雇用保険 (失業給付分)	雇用保険二事業分	合計					
	一般	0.5%	0. 35%	0.85%					
企業	農林水産·清酒製造	0.6%	0. 35%	0.95%					
	建設	0.6%	0.45%	1.05%					

雇用保険料には、使用者である企業のみが負担する「雇用保険二事業分」があります。 この「雇用保険二事業」により、「雇用安定事業」と「能力開発事業」が実施されています。

# ◆ 〈奨励金のご案内〉 ~日本再生人材育成支援事業~

◆ 人材育成を行う事業主の皆様に、訓練費用を助成します

健康、環境、農林漁業分野等(医療、介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれる)において雇用する労働者(非正規雇用労働者を含む)に対して一定の職業訓練を実施した事業主は以下の奨励金が利用できます。

# 非正規雇用労働者育成支援奨励金

内容

有期契約労働者等に対し、一般職業訓練(Off-JT) または有期実習型訓練(Off-JT+OJT)を行った場合に、 賃金および訓練経費について助成します。

1訓練コースにつき以下の額を支給します。()内は大企業の額。

●Off-JT分の支給額

賃金助成・・・1人1時間当たり 800円(500円) 経費助成・・・1人当たり 30万円(20万円)を上限

●OJT分の支給額

実施助成・・・1人1時間当たり 700円(700円)

※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。

# 正規雇用労働者育成支援奨励金

正規雇用の労働者に対し、職業訓練(Off-JT)を 行った場合に、訓練に要した経費を支給します。

事業主が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき

# 対象者1人当たり20万円

を上限として支給します

※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。

#### <有期契約労働者とは>

- ・有期契約労働者・・・期間の定めのある労働契約を締結する労働者
- ・正規雇用の労働者以外の無期契約労働者・・・期間の定めのない労働契約を締結しているが、 正社員待遇を受けていない労働者
- ・いずれも短時間労働者および派遣労働者を含む

## <正規雇用の労働者とは>

- 期間の定めのない労働者として雇用されている労働者
- ・雇用保険被保険者であること

#### <Off-JTとは>

- ・生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる 職業訓練のことです。
- \*ご不明な点や、ご質問等、詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

参考文献:厚生労働省ホームページ及びリーフレット